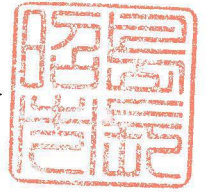


市道路線の供用開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線の供用を次のように開始する。

令和 8年 7月 3日

昭島市長 白井伸介



記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 市道西659号
- 3 敷地の幅員及びその延長 市道路線供用開始位置図のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場 所 都市整備部管理課
期 間 令和 8年 7月 3日から令和 8年 7月17日まで

市道路線供用開始位置図

<市道西659号>

供用開始前の表示

起点 拝島町二丁目2750番
 終点 拝島町二丁目2707番
 延長 177.57メートル
 幅員 2.13～4.00メートル

供用開始後の表示

起点 拝島町二丁目2750番
 終点 拝島町二丁目2707番
 延長 177.57メートル
 幅員 2.13～4.00メートル

供用開始する区間の表示

起点 拝島町二丁目2842番
 終点 拝島町二丁目2748番
 延長 15.47メートル
 幅員 3.93～4.00メートル

